

『空き家に付属した農地の指定』から『農地法第3条許可』までの流れ

【生活環境課】

農地付き空き家の所有者から「空き家バンク」への登録の相談



「空き家バンク」へ登録・・・この時点では、農地の権利を取得できる者は限られる。
(取得する農地を含め、50アール以上の下限面積が適用される。)



【農業委員会事務局】

市の認定基準に基づき下限面積（1アール以上）適用可否の判定

※ 市街化区域を除く区域で、「空き家に付属した農地」の認定基準に該当する場合は、1筆（地番）ごとに指定。

① 申請書の提出を受け、書類審査



② 農業委員立会いのもと現地の事前調査



③ 農業委員会総会に上程し、議決を経る



④ 「空き家に付属する農地」であることを告示・・・空き家と同時に「空き家に付属した農地」の権利を取得する場合に限り、1アール以上の下限面積が適用。



【生活環境課】

① 「農地付き空き家」であることの公表



② 「農地付き空き家」の売買・賃貸借の相談



【農業委員会事務局】

① 農業委員会に農地法第3条許可申請（譲受人・譲渡人連名で）



② 農業委員立会いのもと現地の事前調査



③ 農業委員会総会に上程し、議決を経る



④ 農地法第3条許可書の交付（譲受人・譲渡人双方に）



⑤ 「空き家に付属した農地」の指定から除外することを告示



【生活環境課】

「空き家」解消により「空き家バンク」からの除外等の処理